

令和6年度

天竜川下流国営施設応急対策事業

現場技術業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容												
(適用範囲) 第1条	<p>天竜川下流国営施設応急対策事業 現場技術業務（以下「本事業」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>なお、本業務は、「現場技術業務の実施要領について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。</p>												
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第2条	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備等</p>												
(管理技術者) 第3条	<p>管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）又は農業部門（農業土木又は農業農村工学））、博士（当該業務に関連する学術分野）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）、1級土木施工管理技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。</p>												
(現場技術員) 第4条	<p>現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技 術 者 区 分</th> <th>資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場技術員（C）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業 - 農業土木又は農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> </tbody> </table>	技 術 者 区 分	資 格	現場技術員（C）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業 - 農業土木又は農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 								
技 術 者 区 分	資 格												
現場技術員（C）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業 - 農業土木又は農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 												
(配置技術者の確認) 第5条	<p>共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>												
(保険加入) 第6条	<p>受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>												
(工事の概要) 第7条	<p>本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>工事場所</th> <th>工期</th> <th>工種等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浅羽揚水機場建設工事</td> <td>袋井市</td> <td>R5.2～R7.1</td> <td>揚水機場 1式</td> </tr> <tr> <td>浅羽揚水機場ポンプ設備製作据付工事</td> <td>袋井市</td> <td>R5.1～R7.1</td> <td>ポンプ設備 1式</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	工事場所	工期	工種等	浅羽揚水機場建設工事	袋井市	R5.2～R7.1	揚水機場 1式	浅羽揚水機場ポンプ設備製作据付工事	袋井市	R5.1～R7.1	ポンプ設備 1式
工 事 名	工事場所	工期	工種等										
浅羽揚水機場建設工事	袋井市	R5.2～R7.1	揚水機場 1式										
浅羽揚水機場ポンプ設備製作据付工事	袋井市	R5.1～R7.1	ポンプ設備 1式										

項 目	内 容
(履行期間) 第8条	<p>業務期間における履行期間は次のとおりとする。 令和6年4月10日～令和7年3月28日 (業務期間：令和6年4月17日～令和7年3月28日)</p>
(業務内容) 第9条	<p>業務内容等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行うものとする。 なお、対面による打合せは初回と最終回とし、それ以外の打合せはWEBによる打合せとするが、新型コロナの影響等により対面での打合せ実施が困難な場合は監督職員と協議する。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>(2) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 設計に関する業務 ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務。 なお、図面は主としてDWG、SXF形式を使用しており、これらの作成・編集が可能なソフトウェアがインストールされており、業務に支障がないこと。</p> <p>2) 監督に関する業務 ・工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務。 ・管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務（緊急の場合等を除く）。 ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務。</p> <p>3) 関係機関等との協議に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務。</p> <p>4) 事業実施に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務。</p>
(業務場所) 第10条	<p>業務場所は、西関東土地改良調査管理事務所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用できるものとする。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。</p>
(成果物) 第11条	<p>成果物の提出は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務実施報告書 1式 (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式 (3) その他必要な資料 1式</p>
(成果物の提出先) 第12条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所</p>
(契約変更) 第13条	<p>業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第7条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。 (2) 第8条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (3) 第9条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (4) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (5) 第11条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) その他。</p>

項 目	内 容
<p>(その他留意事項) 第14条</p>	<p>(1) 通勤用及び本業務用に自動車等（駐車場含む）を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</p> <p>(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。</p>